

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 上下水道総務課

許認可等の内容		公共下水道受益者負担金の徴収猶予
根拠法令等及び条項		栃木市下水道事業受益者負担に関する条例第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市下水道事業受益者負担に関する条例第9条、 栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成30年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市下水道事業受益者負担に関する条例抜粋 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるほか、特に徴収を猶予する必要があると認められるとき。</p> <p>栃木市下水道事業受益者負担に関する条例施行規程抜粋 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第10条 条例第9条に規定する負担金の徴収猶予の基準は、別表第1に定めるところによる。</p> <p>2～5 略</p>	

別表第1（第10条関係）

公共下水道受益者負担金徴収猶予基準

該当条項	対象	猶予額	猶予期間
条例第9条 第1号	係争地に係る受益者	全額	受益者の決定（判定）の日までの期間
	田、畑、山林、原野、雑種地（ただし、土地の状況により宅地の一部であると認められるものを除く。）に係る受益者	全額	宅地に変換するまでの期間
条例第9条 第2号	災害、盗難等の被害を受けた受益者	全額	市長の認定する期間
条例第9条 第3号	生活困窮のため市民税、固定資産税の減免を受けている受益者	全額	当該減免理由の存続期間
	その他特別の理由により徴収猶予の必要があると認められる受益者	全額	市長の認定する期間